昭和 53 年 10 月 14 日　第３種郵便物認可　平成 17 年 11 月 15 日発行第 347 号　毎月１回 15 日発行

行政とちぎ

渡良瀬橋（足利市）

2005. 11

No.347

－　目　次　－

□行政書士会の運営について思うこと・・・・・・・２
□行政書士制度強調月間・他・・・・・・・・・３～７
□書士会日誌・・・・・・・・・・・・・・・・８～１０
□既存宅地確認制度の経過措置について・・・・・１１
□粟野町が鹿沼市に編入することに伴う
　登記事務の取扱いについて・・・・・・・・・１２
□烏山支局における商業・法人登記事務の
　コンピュータ処理の開始について・・・・・・１３
□建設業許可申請における
　栃木県市町村コードの一部変更について・・・１４
□「国際業務」「風俗営業」についての
　研修会開催のお知らせ・・・・・・・・・・・１５
□支局情報・・・・・・・・・・・・・・・・１６～１７
□支局かわら版・・・・・・・・・・・・・・・・１８
□おじゃましま～す・アドちゃんの談話室・１９～２０
□熊さん八っつぁんのパソコン談義・・・・・・・２１
□故鈴木金蔵先生　特旨叙位・・・・・・・・・・２２
□木もれび・表紙写真・・・・・・・・・・２２～２３
□会員の動き・お知らせ・・・・・・・・・・・・２４

栃木県行政書士会

行政書士会の運営について思うこと

栃木県行政書士会　総務部長　岡 井 正 樹

会員の皆様こんにちは。
日々寒さが増す今日この頃ですが、健康にはくれぐれも留意していただきたいと思います。もっとも、健康に充分注意しなければいけないのは私自身なのですが、健康を管理することは本当に大変だなと思っております。

さて、私はこれまで本会の理事として長らく総務部を担当し、私のできる範囲で会務を行ってきました。その間、時に本会の会則や規則等の見直し、また、新しい規則等の策定を中心に活動をしてきました。特に、役員選任規定の策定には深く係わっており、本年初めてその規定に基づき、会長選挙が実施されました。総会終了後、いろいろな問題点も見つかり、今後修正をしていきたいと考えております。

会則を良く見直しますと、いろいろな事がわかります。その中で、私が最近強く感じていることがあります。それは、行政書士会は会則その他の諸規定に従って運営されているという事です。当たり前のことですが、逆に考えると、規定以外の活動はできないということになります。
会員の皆様にお尋ねしたいのですが、当会の会則が現在どのようになっているのか、全文を熟読された方は何人ぐらいいらっしゃるでしょうか？必要な時に必要な部分を読むといった方が多いのではないかと思います。一度でもいいですから、全文に目を通してみて下さい。
特に、会の事業の目的を定めた部分を読むと、行政書士会が何を目的として運営されているかが分かると思います。そして会が会則等に従って運営される限り、その規則が変わらない限り、毎年毎年同じ事業が繰り返されることになります。
もちろん、６月の総会後、各部で事業計画を立てる際には、少しでも会員のためになるよう新しい活動計画を盛り込んではおりますが、あくまで会則で決まっている目的外の活動は計画できません。

私が思うに、行政書士会が日々発展するためには、「現在の社会の変化にいかに対応し、どのような未来を考えるか」といった議論も重要ですが、「その理想を実現するためにどうすべきか」という議論をもっとすべきだと思います。
会員の皆様もご存知のとおり、行政書士を取り巻く社会変化も近年急速化しております。
その変化に対応するためには、会の基本である会則が常に進化しなければならないと考えます。
特に、前にも申したとおり、会の事業目的規定が進化すれば、目に見えて会の活動は変化するでしょう。会則を変えるという作業は大変な作業ですが、よりよい行政書士会を作るために、全員が真剣に議論し、勇気を持って決断していく姿勢が必要であると考えております。

行政書士制度強調月間

■　電話無料相談会を実施　■

毎年１０月は、連合会主催の行政書士制度強調月間の事業として、当会では１０月３日、電話による無料相談会を行政書士会館で実施致しました。

今年の相談は１８件ありましたが、相談の内容は、相続に関する相談が目立ちました。

相談員は業務研修部の協力をいただき、迅速に行うことができました。

≪相談員≫

◎　風間　洋（業務研修部長）
◎　渡辺良樹（業務研修部専門部員）
◎　石塚悦夫（制度推進部長）
◎　岩本和彦（制度推進部担当理事）

また、各支部におかれましても、強調月間に合わせ、補助金制度を活用し、支部独自の計画の下に事業展開ができたことと思います。

■　各種団体を訪問　■

制度推進部では、行政書士制度強調月間の事業として、各支部には支部管内の官公署の訪問をお願いいたしました。

本部としては、１０月６日（木）に部員を２組に分け、また、担当副会長として堀越　功先生にも同席していただき、われわれの業務に関係する各種団体を訪問し、行政書士法の啓蒙活動を行いました。

≪訪問団体一覧≫

栃木県歯科医師会
（社）栃木県測量設計業協会
（社）栃木県医師会
（社）栃木県貸金業協会
栃木県弁護士会
栃木県遊技業協同組合
（社）栃木県舗装協会
（社）栃木県食品衛生協会
栃木県旅行業協会
（社）栃木県建築設計事務所協会
栃木県飲食業生活衛生同業組合
栃木県電気工事業工業組合
（社）栃木県宅地建物取引業協会
（社）栃木県中小建設業協会
（社）栃木県産業廃棄物協会
（社）栃木県トラック協会
栃木県レンタカー協会
（社）栃木県警備業協会
（社）栃木県造園建設業協会
（社）栃木県浄化槽協会
（社）栃木県建設業協会
栃木県建築士会
（社）栃木県設備業協会
栃木県小売酒販売組合連合会
栃木県商工会連合会
栃木県社交飲食業生活衛生同業組合

（制度推進部　石塚悦夫）

壬生町にて相続・遺言・成年後見に関する説明・相談会を実施

平成１７年１０月２５日（火）午後1時３０分から、壬生町の保健福祉センターにおいて、上記説明・相談会を業務開発部担当にて実施いたしました。

来年からの成年後見に関する制度の一部法改正完全実施を見据え、また、行政書士が成年後見制度およびこれを取り巻く業務に積極的に係われるようにとの思いを込め、業務開発部より関係諸団体へ、上記内容に関する相談・説明会を実施することがありましたら当会より講師相談員を派遣いたしますとの案内文を、発送いたしました。

そのなかで、社会福祉法人壬生町社会福祉協議会より連絡があり、壬生町社協が主催し、当会が協力する形での説明・相談会が開催できる運びとなりました。

当日の案内は壬生町社協が作成配布したチラシで周知され、また、１０月２２日付け下野新聞地域版に記事として掲載されたことから、非常に熱心に聴講・相談者が多数参集していただきました。

井上担当理事

廣田担当理事

松岡担当理事

今回は本年最初であることから、講師には業務開発部員の井上･廣田･松岡理事が担当しました。

相続・遺言・成年後見制度について、講師各自が工夫して作成した資料に基づき、３０分ずつ説明しました。説明会終了後に相談会を実施しましたところ、相談が１１件あり、終了時刻の午後４時３０分を過ぎてまで、開発部員全員にて親切丁寧に各相談に応じてまいりました。

今後とも業務開発部では、出来得る限り多くの相談会･説明会の場を開拓し、会より会員を講師・相談者を派遣するシステムの構築を目指していきます。

そのために、会より会員各位に、いつ何時、講師相談員の依頼をするかも知れません。どうぞその時になって慌てないように、多くの会員が会の主催する研修には参加し、かつ日々業務研鑽してもらいたいとの思いが込み上げた説明会・相談会でありました。

（業務開発部　毛塚勝行）

伝達研修会

≪平成１７年度１０月期
伝達研修会プログラム≫

日　程：平成１７年１０月６日～７日

会　場：日本行政書士会館　地下講堂

テーマ：
第１時限
人権問題（同和問題を考える）

第２時限
廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の
一部を改正する法律の概要について

第３時限
特定商取引法と
消費者トラブルの実態について

第１時限　人権問題（同和問題を考える）

講師は、（財）東京都人権啓発センターの鹿久保久先生で、長年の人権問題、特に同和問題との係わりから、その歴史的経過および現況についての詳細な説明をいただきました。

また、この問題に大きく抵触した「職務上請求書」の取り扱いに関する兵庫県の事例等が提起され、行政書士としての職業倫理を堅持すべき旨の指摘がありました。

人権問題（特に同和問題）を正しく理解・認識し、あってはならない職務上請求書の不正使用を根絶し、よって、差別されている人々や一般市民の信頼を損なうことがない業務の遂行を、再度、痛切に自覚いたしました。

（業務研修部　渡辺良樹）

第２時限
廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の概要について

講師は、環境省　大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課、山口淳介様を迎え、伝達義務研修会が開催されました。

平成１７年法改正は下記のとおりです。

【大規模不法投棄事案への対応】
１．産業廃棄物関係事務等に係る事務分担の見直しに関する措置
２．産業廃棄物管理票制度の強化等
３．無許可営業罪等に係る法人重課規程の創設
４．収集運搬業者および処分業者が廃棄物の処理を他者に委託する際の規制の明確化

【無確認輸出の取締り強化】
１．廃棄物の無確認輸出に係る未遂罪および予備罪の創設
２．廃棄物の無確認輸出に係る罪の法定刑の引上げ及び法人重課規定の創設

【その他制度上の問題点への対応】
１．最終処分場の維持管理積立金制度の対象拡大
２．欠格要件の厳格化等
３．補助金制度の見直しに伴う改正

特に欠格要件の厳格化について、許可申請の際に虚偽の記載をしたり、見せ金を用意して経理的基礎を偽る等の不正の手段により、業または施設の許可を受けた者について、法に基づく取り消し処分の対象となりました。

（業務研修部　市川浩一）

**■第３時限　特定商取引法と
消費者トラブルの実態について■**

講師は 経済産業省 関東経済産業局 消費経済課 消費者取引専門官 酒寄恵美子様、消費者相談係長 後藤まゆみ様が担当されました。

【特定商取引に関する法律の概要】

特定商取引に関する法律（旧訪問販売法）は「訪問販売」「通信販売」「電話勧誘販売」「連鎖販売取引」「特定継続的役務提供」「業務提供誘引販売」に一定のルールを設けることにより、事業者と消費者との間に生じるトラブルを未然に防ぐことを目的とした法律です。

昭和５１年１２月に制定され、昭和５９年にクーリング・オフ期間が４日から７日に改正、昭和６３年には７日から８日に改正（役務も対象となる）、平成８年には「電話勧誘販売」の新設、平成１１年には「特定継続的役務」の新設、平成１３年６月の「業務提供誘引販売取引」を加え、平成１４年７月には、いわゆる迷惑メールの問題に対応するための省令改正、平成１６年１１月に「販売目的隠匿の禁止」、「クーリング・オフ」のルールの整備等の改正を経て、現在の形になりました。

なお、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売は指定商品制をとっており、指定商品、指定権利、指定役務でないと対象になりません。

また、特定継続的役務は政令で定められた６業種のみ対象となっています。連鎖販売取引と業務提供誘引販売取引は取引形態に着目して制定されたものであり、すべての商品・権利・役務取引が対象となります。

電話勧誘販売、通信販売以外は自治事務となっています（法第６８条）。

（以上、研修テキストより抜粋）

メールやインターネットが利用され、多種多用化する情報化社会において、消費者の契約トラブルの解消に寄与する事も、行政書士として活躍の場を得るものであると感じました。

（業務研修部　風間　洋）

産業廃棄物収集運搬業許可申請に係る特別研修会開催

平成１７年１０月８日（土）午前９時３０分から、栃木県行政書士会館において、第４回目となる産業廃棄物収集運搬業許可申請に係る診断書類作成特別研修会が開催されました。

市川浩一氏

金敷　裕氏

大滝達穂氏

本年度より、宇都宮市に加え栃木県においても、産業廃棄物収集運搬業許可申請の際、経理的基礎の審査基準によって診断書の提出を求められることとなり、この特別研修会を受講した行政書士は中小企業診断士など専門的知識を有する者に該当することとなり、診断書の作成が可能となります。

なお、修了証を添付した診断書類を提出した場合であっても、その内容によっては、受付されない場合や許可にならない場合もあります。

●１時限目（９：３０～１１：００）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律概論
講師　行政書士　市川浩一

●２時限目（１１：１０～１２：４０）
産業廃棄物収集運搬業許可申請の実務
講師　行政書士　大滝達穂

●３時限目（１３：３０～１５：００）
財務諸表に基づく経営分析
講師　行政書士　金敷　裕

●４時限目（１５：１０～１６：４０）
経営診断書作成の実務
講師　行政書士　金敷　裕

（業務研修部　市川浩一）

平成１７年度行政書士試験を終えて

今年度の行政書士試験は、１０月２３日（日）宇都宮大学峰キャンパスで実施された。受験申込者は昨年より１９名少ない１０９２名であった。この傾向は昨年度から続いており、減少傾向となっている。

今年も試験監督員と試験本部員を会報で募集したところ、５８名の申し込みがあり、応募者の皆さんには１０月１４日または１９日の試験説明会に出席していただき、試験当日の準備作業や監督事務手順の打合せを行い、試験当日に備えた。

昨年は、試験前日に新潟県中越地震があり、今年は天災もなく過ぎてもらいたいと思っていたところ、試験の前々日である１０月２１日に、行政書士試験研究センター本部から「『試験実施日を延期せよ、さもなくば試験会場を爆破する』との脅迫電話が入った」との緊急ＦＡＸがあり、その対応で騒然とする。万一の場合に備えて、宇都宮大学と警察署へは連絡を取るが、何事もなく過ぎ去り試験終了となった。受験者には何事もなかったような顔をして試験事務を終えたが、私たちにとって長い一日であった。

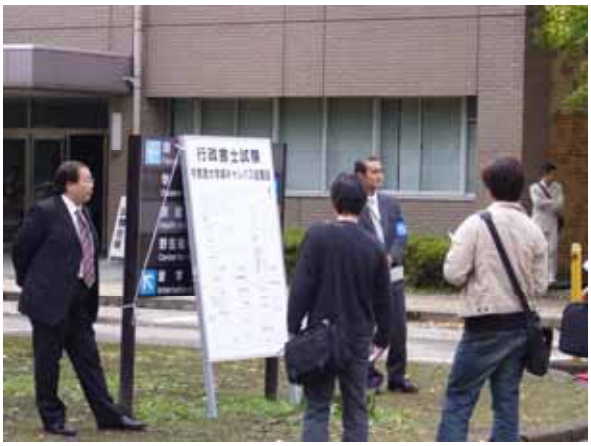

行政書士試験の昨年の合格率は本県で４．６７％で４４名の合格者だった。今年は果たして何％の合格率となるかと考えながら、試験会場を後にした。

なお、平成１８年度は行政書士試験の施行に関する定めが改正になり、試験日、試験科目等について変更となりますので、その抜粋部分をお知らせいたします。

（宇都宮大学峰キャンパス責任者　宮嶋　幸雄）

平成18年度から　行政書士試験が変わります!!

行政書士試験の施行に関する定め

（平成十一年十二月十六日自治省告示第二百五十号）

第一　試験期日

一　試験日　毎年十一月の第二日曜日

二　試験時間　午後一時から午後四時まで

第二　試験科目

一　行政書士の業務に関し必要な法令等（憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題することとし、法令については、試験を実施する日の属する年度の四月一日現在施行されている法令に関して出題するものとする。）

二　行政書士の業務に関連する一般知識等（政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解）

第三　試験の方法

一　試験は、筆記試験によって行うこととする。

二　試験問題については、行政書士の業務に関し必要な法令等から四十六題、行政書士の業務に関連する一般知識等から十四題を出題する。

三　出題の形式については、行政書士の業務に関し必要な法令等は択一式及び記述式、行政書士の業務に関連する一般知識等は択一式とする。

第四　合格発表

合格発表は、試験を実施する日の属する年度の一月の第五週に属する日に行うものとする。

第五～第八は現行どおりのため省略。

書士会日誌　2005. 10

日／曜日		内　　容	出　　席　　者	№頁
3日	月	電話無料相談会	石塚部長　岩本理事　風間部長　渡辺専門部員	P.3
4日	火	総務部会（会員管理）	岡井部長　前澤副会長　金敷会員	①
		広報部会	秋田副会長　新井部長　清水副部長 金敷専門部員	②
6日	木	制度推進部団体訪問	堀越副会長　石塚部長　小室副部長　岩本理事 鈴木(昇)理事	P.3
		日行連伝達研修会	風間部長　市川専門部員　渡辺専門部員	P.5
7日	金			
		会計精査	柳川部長　根岸理事	③
8日	土	産廃研修	風間部長 講師：市川専門部員　金敷専門部員　大滝会員	P.6
		正副会長会・総務部長会	会長　秋田副会長　前澤副会長　宮嶋副会長 岡井部長	④
11日	火	編集会議	会長　秋田副会長　新井部長　清水副部長 山本理事　田代理事　大石理事　金敷専門部員	⑤
12日	水	職員採用面接	会長　秋田副会長　前澤副会長　堀越副会長 宮嶋副会長　岡井部長	⑥
13日	木	総務部会（事業推進について）	会長　宮嶋副会長　岡井部長　木下副部長 鈴木理事　和賀井理事	⑦
14日	金	試験説明会		―
16日	日	広重美術館カレンダー打合せ	新井部長	⑧
17日	月	業務研修準備	江連理事	
18日	火	財務経理部会	会長　堀越副会長　柳川部長　松本副部長 佐藤理事　根岸理事	⑨
		中間監査	松井監事　福田監事	⑩
19日	水	試験説明会		―
		総務部会（会員管理）	岡井部長　前澤副会長	⑪
		日行連ＩＣＴ担当者会議	田渕委員長　関副委員長　白澤理事	⑫
20日	木			
		日行連会長会	会長	
21日	金			
		ＩＴ戦略特別委員会	会長　前澤副会長 田渕委員長　関副委員長　白澤理事	⑬
23日	日	行政書士試験（宇大）		P.7
25日	火	壬生町社会福祉協議会 無料相談会	会長　秋田副会長　毛塚部長　手塚副部長 松岡理事　井上理事　廣田理事	P.4
		芳賀支部研修会　講師派遣	住吉顧問	P.16
26日	水	サーバー管理　会報編集	新井部長　田代理事	―
28日	金	会報編集	新井部長	―

①　総務部（会員管理）
4日　AM9：00～PM1：30

【内容】
　会員管理原簿をアプローチからアクセスへ移行するための打合せを行い、詳細な方針を決定した。

②　広報部
4日　PM1：30～PM3：30

【内容】
職員異動に伴う会報作成のシステムについて
　◎ソフトを利用した誌面作りの見直し
　→どのように対応していくか
　　①当面「ＩｎＤｅｓｉｇｎ」を離れる。
　　②手書き原稿は、入力作業の分担で対応
　　③その後、徐々に改善し、ソフトを充分生かした体制作りをめざす。
　◎原稿について
　→伝えるべき情報を伝えていくために、原稿や文書の扱いを共有する。

③　財務経理部
7日　PM1：30～PM3：00

【内容】
　平成１７年９月分　精査

④　正副会長会・総務部長会
8日　AM10：00～PM4：00

【内容】
　事務局職員採用　打合せ

⑤　広報部
11日　PM1：30～PM5：00

【内容】
　◎行政とちぎ１０月号編集について
　　校正
　◎カレンダー
　「いろは壁神佛名所寿語六」
　横版か縦版について最終検討→横版とする
　◎その他

【決定・検討事項】
　◎編集会議の日程について
　　会報作成の流れの中で、効果的な会議はどう開けばよいか。
　◎電子会議室（ｉＯｆｆｉｃｅ）の活用について
　　広報部として体験し、その実態を会報で報告する。

⑥　職員採用面接について
12日　PM10：00～PM5：00

【内容】
　事務局職員採用面接を行った。

⑦　総務部（事業推進について）
13日　PM1：30～PM5：45

【内容】
　◎登録・入会に関する件
　　申請者５名、特に問題なく承認。
　◎会員の福利厚生に関する件
　　山梨県須王温泉旅行　参加人数２９名
　◎事務職員採用について
　　事務局担当業務について別表のとおりで了承。
　◎芳賀支部より講師派遣について
　　住吉先生を派遣することで了解。
　◎柔道整復師会との交流会（ゴルフ大会）について、正副部長出席
　◎その他
　　駐車場整備完了の報告
　　各部会に業務の見直しを依頼する。
　　（事務の改善のため）

【決定・検討事項】
　事務局員の送別会を、１０月３１日実施

⑧ 広報部（カレンダー打合せ）
１６日　PM１：３０～PM３：３０

【内容】
◎学芸員との打合せ
◎広重画業展図書購入

⑨ 財務経理部
１８日　AM１０：００～PM４：００

【内容】
◎平成１７年度事業執行状況について
◎平成１７年度中間会計監査対応について
・一般会計
・頒布品特別会計
・政治連盟栃木会会計
◎その他
・職員退職に伴う件
・外部講師の源泉税徴収の件
・少額訴訟の件
◎中間監査立会い

【決定・検討事項】
◎少額訴訟も引き続き行っていく
（対象者について）
◎給与規程の見直しを（総務部へ打診）

⑩ 財務経理部
１８日　AM１３：３０～

【内容】
平成１７年度中間会計監査
・一般会計
・頒布品特別会計
・政治連盟栃木会会計

⑪ 総務部（会員管理）
１９日　PM１：００～

【内容】
会員管理におけるアクセスの打合せ

⑫ ＩＴ戦略特別委員会
１９日～２０日

【内容】
◎ＩＣＴ担当者会議に出席した

【決定・検討事項】
◎各自治体代理申請の推進
現状報告とパネルディスカッション等
関係資料添付

⑬ ＩＴ戦略特別委員会
２１日　PM３：００～PM４：１５

【内容】
◎栃木県電子代理申請について
◎その他

【決定・検討事項】
◎県情報政策課と１１月に打合せを持つ
◎宇都宮市役所の担当課と協議
◎年内に、栃木県知事、栃木県議会議長、宇都宮市長、宇都宮市議会議長宛に、要望書を提出すること
◎ＩＴ戦略特別委員会の補正予算を検討する。
◎会則の改正時期につき、委員会も内容を検討すること。
◎ＩＣＴ推進委員会への情報提供については随時報告とする。

※この記事は、各部等の会議録に基づいて掲載しております。　（広報部）

既存宅地確認制度の経過措置について

既存宅地確認制度[旧都市計画法第４３条第１項第６号]の経過措置期間が終了します。

●既存宅地確認制度については、平成１３年５月１８日に改正都市計画法が施行されて廃止されましたが、平成１３年５月１８日前に旧法に基づき確認を受けた土地であれば、自己用の建築物（自己の居住用または自己の業務用）に限り、施行の日から５年間（施行日以後に既存宅地の確認を受けた場合には､確認の日から５年間を経過した日)は建築物の新築、改築または用途の変更ができるという経過措置が設けられております。

●まもなく経過措置期間が終了しますので、下記の点に留意されますようお願いいたします。

★留意点

①経過措置期間は平成１８年５月１７日に終了します。
（平成１３年５月１８日以後に確認を受けている場合は、確認の日から５年間を経過した日となります。）

②建築確認を受けたのみでは、経過措置の対象とはなりません。
期間終了までに、建築工事に着手（根切り工事または基礎杭打ち工事の段階）していることが必要です。

③経過措置期間内に建築物の新築、改築または用途の変更が可能なものは、自己用（自己の居住用または自己の業務用）に限ります。

※　詳しくは、最寄りの県土木事務所管理課または県都市計画課まで、お問い合わせください。

【問い合わせ先】
県都市計画課（開発指導担当）
ＴＥＬ　０２８－６２３－２４６７

粟野町が鹿沼市へ編入することに伴う登記事務の取扱いについて

★不動産の登記

１　登記の管轄について

鹿沼市へ編入後も、宇都宮地方法務局鹿沼出張所で取り扱います。

２　登記簿の所在の表示について

不動産登記簿の所在欄の新市名への修正は、法務局が順次行いますので、変更手続の必要はありません。

３　所有者、抵当権者等の住所の表示について

不動産登記簿の所有者、抵当権者等の住所の表示については、不動産登記規則第９２条の規定により、新市名に変更されたものとみなされますので、変更手続の必要はありません。

なお、所有者、抵当権者等の住所の表示を新市名に変更することを希望される方は、「変更登記申請書」を提出していただくことになります。

★商業・法人の登記

１　登記の管轄について

鹿沼市へ編入後も、宇都宮地方法務局鹿沼出張所で取り扱います。

２　会社、組合等の登記簿の本店（主たる事務所）の所在および役員の住所について

会社、組合等の登記簿の本店（主たる事務所）および役員の住所の新市名への修正は、法務局が順次行いますので、変更手続の必要はありません。

３　会社の類似商号について

平成１８年１月１日以降に会社の設立、本店移転、商号変更、目的変更等の登記を申請される場合、鹿沼市（旧鹿沼市、旧粟野町）に本店を有する会社すべてが類似商号の対象となりますので、ご注意願います。

【管　轄】

庁　　名	現在の管轄地域	平成１８年１月１日以降の管轄地域
鹿沼出張所 ☎　０２８９－６４－２５１９	鹿沼市 上都賀郡のうち粟野町	鹿沼市（旧鹿沼市、旧粟野町）

※　詳しくは、宇都宮地方法務局鹿沼出張所まで、お問い合わせください。

【問い合わせ先】
宇都宮地方法務局鹿沼出張所
ＴＥＬ　０２８９－６４－２５１９

烏山支局における商業・法人登記事務のコンピュータ処理の開始について

宇都宮地方法務局烏山支局が管轄する商業・法人（会社や財団法人等）登記事務について、平成１７年１２月２６日（月）からコンピュータでの処理を開始します。

ただし、コンピュータへの移行作業を平成１７年１２月２６日（月）から順次行うことからすべての作業が完了するまでの間、従来どおりの処理を行う場合がありますので、ご理解の程よろしくお願いします。

★コンピュータにより取り扱う業務

・株式会社および有限会社等の会社の登記事務
・社団法人、財団法人および事業協同組合等の法人の登記事務

★コンピュータにより取り扱わない業務

・平成１７年１２月２６日より前に閉鎖した会社および法人の登記事務
・解散や破産等の登記がある会社および法人の登記事務

○　商業・法人登記事務がコンピュータ処理に変わることにより、現行の登記簿謄本（抄本）に代わり、**「登記事項証明書」**を発行します。

○　コンピュータ化後は、登記簿の閲覧の制度はなくなり、会社等の商号や本店等を記載したものを**「登記事項要約書」**として発行します。

※**「登記事項証明書」**及び**「登記事項要約書」**の詳細については、係員までお尋ねください。

○　現行の登記簿は、コンピュータ化により閉鎖しますが、閉鎖登記簿として謄本（抄本）の請求や閲覧をすることができます。

○　商業・法人登記事務のコンピュータ化により、会社・法人には**「会社・法人番号」**を付しますので、証明書等の交付申請書には、会社・法人番号を記載されますようお願いします。

○　商業・法人登記事務のコンピュータ化と同時に、他の商業・法人登記事務のコンピュータ化がされている法務局に登記がされている会社・法人の登記事項証明書や印鑑証明書を発行することができる**「登記情報交換システム」**の運用も開始します。

○　移行作業が終わり次第、インターネットにより登記事項を確認することができる**「登記情報提供サービス」**の運用も開始します。

※　ご不明な点は、宇都宮地方法務局烏山支局まで、お尋ねください。

【問い合わせ先】
宇都宮地方法務局烏山支局
ＴＥＬ　０２８７－８２－２２５１

建設業許可申請における
栃木県市町村コードの一部変更について

市町村の合併に伴い、一部の市町村コードが変更となりました。

★印：**「建設業許可申請の手引　平成１７年４月　栃木県土木部**」からの変更点

２００５年１０月１日現在

事務所	市　町　村　コ　ー　ド					
宇都宮	宇都宮市 ０９２０１	上三川町 ０９３０１	南河内町 ０９３０２	上河内町 ０９３０３	河 内 町 ０９３０４	
鹿　沼	鹿 沼 市 ０９２０５	西 方 町 ０９３２１	粟 野 町 ０９３２２			
日　光	日 光 市 ０９２０６	今 市 市 ０９２０７	足 尾 町 ０９３２３	栗 山 町 ０９３８２	藤 原 町 ０９３８３	
真　岡	真 岡 市 ０９２０９	二 宮 町 ０９３４１	益 子 町 ０９３４２	茂 木 町 ０９３４３	市 貝 町 ０９３４４	芳 賀 町 ０９３４５
栃　木	栃 木 市 ０９２０３	小 山 市 ０９２０８	壬 生 町 ０９３６１	石 橋 町 ０９３６２	国分寺町 ０９３６３	
	野 木 町 ０９３６４	大 平 町 ０９３６５	藤 岡 町 ０９３６６	岩 舟 町 ０９３６７	都 賀 町 ０９３６８	
矢　板	矢 板 市 ０９２１１	さくら市 ０９２１４	塩 谷 町 ０９３８４	高根沢町 ０９３８６		
大田原	大田原市 ０９２１０	那須塩原市 ０９２１３	那 須 町 ０９４０７			
烏　山	★ 那須烏山市 ０９２１５	★ 那珂川町 ０９４１１				
佐　野	佐 野 市 ０９２０４					
足　利	足 利 市 ０９２０２					

研 修 会 開 催 の お 知 ら せ

研修会を下記により開催しますので、ご参加下さい。

記

１．国際業務についての研修会

○日　時　平成１７年１２月１４日（水）午後１時３０分から午後３時３０分
○場　所　栃木県行政書士会館
○講　師　渡辺良樹（敬称略）
○受講料　５００円

	研修項目	研修内容
1:30~3:30	国際業務について	やってみよう申請取次実務編

２．風俗についての研修会

○日　時　平成１７年１２月１４日（水）　午後３時４０分から午後５時
○場　所　栃木県行政書士会館
○講　師　市川浩一（敬称略）
○受講料　５００円

	研修項目	研修内容
3:40~5:00	風俗営業について	２号営業を中心とした許可申請の実務

※研修会に参加される方は、下記の参加申込書を利用し、事務局宛ＦＡＸ又は郵送で出来るだけ早目にお申込み下さい。

申込締切日　平成１７年１２月８日（木）

〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番２２号
栃木県行政書士会　事務局
ＴＥＬ　０２８－６３５－１４１１
ＦＡＸ　０２８－６３５－１４１０

研修会参加申込書　平成１７年　　月　　日

※参加される研修の番号に○をお付けください。

１．国際業務についての研修会　　**支部名**＿＿＿＿＿＿＿＿

２．風俗についての研修会　　**氏　名**＿＿＿＿＿＿＿＿

支 局 情 報

【佐　野】

佐野支部研修会
（戸籍の見方と遺産分割について・電子定款作成の実務について）開催

平成１７年９月３日（土）午前１０時から、佐野市茂呂山福祉会館２階会議室において研修会が開催されました。

午前１０時より船田利道会員を講師に、戸籍の見方と遺産分割についての研修が行われました。最後には具体的な金額を例に法定税額の計算方法などを教わりました。

また、午後１時より白澤茂会員を講師に電子定款作成の実務について研修が行われました。電子定款はお客様にも費用上のメリットがあります。実務に取り入れている行政書士はまだまだ少数ですが、今後、ぜひ取り入れたい業務であります。

佐野支部の会員のみならず、足利支部の会員も多数、参加されました。

（支部理事　江藤正巳）

業務参考図書配布

佐野支部では今年度の事業の一環として、会員に業務参考図書を２冊配布しました。

1

いちばんわかりやすい新会社法のポイント
中経出版刊　定価９５２円（税別）

２００５年6月２９日成立の新会社法について、ポイントをまとめたコンパクト本。

行政書士としては、あくまでお客様への説明向け程度の内容なので、より深く専門的な図書をさらに求めるべきでしょう。

2

ベイシック法学用語辞典
有斐閣刊　定価２，６００円（税別）

法学初心者向けの用語辞典。ふと、実務で忘れた用語の意味を調べるのには重宝する。もっとも、建設業法やら風営法、入管法、都市計画法などの個別実定法の分野までは盛り込まれていないので、別途にあたりましょう。

（支局長　河田　力）

【芳　賀】

業務研修会開催

平成１７年１０月２５日（火）午前１０時３０分から、益子町大字上大羽所在の大川戸ドライブインにおいて、支部会員１２名が参加して、実施した。

研修科目は『行政書士の成年後見制度について』講師を栃木県行政書士会顧問　住吉和夫先生にお願いして実施したが、内容については、

第１部　成年後見制度とは？
第２部　手続きの流れ、
　　後見人としての対応の仕方

等などテキストの他、講師が現在、現実に後見人として取り組んでいる事案を引用しての具体的講義であった。

講師は最後に、『成年後見制度が発足してまだ歴史も浅く経験に疎いが、近い将来行政書士の業務の主流となる一つであろうかと思う。依頼があった時は、不慣れだからとびびる（怖がる）ことなく、積極的に後見人となるよう心がけられたい。我々のバックには７００名余の同僚書士がおり、いつでも助け合えることを肝に銘じ、大きな気持ちで取り組んで欲しい』と結ばれた。

受講者一同は、名講師自らの体験を基にしての講義であり、質疑応答も極めて明解で、実り多い研修会であった。

（支部長　大石　勇）

佐野支部
研修会

芳賀支部
業務研修会

【那　須】

那須支部会員の研修会開催

那須支部会員の業務研修会が次のように、開催されました。

日　時：平成１７年８月２７日　PM２：００～
場　所：那須塩原市ハロープラザ　研修室
テーマ：「自動車登録に関する業務その２」
講　師：田渕　徹先生
内　容：
・自動車一廃車手続き（抹消登録）
・新しい抹消登録制度について
・使用済み自動車の解体に係る永久抹消（解体の届出）手続
・輸出抹消登録（輸出の届出）手続
・改正後の抹消登録制度に係る流れ
・改正後の検査対象軽自動車等の解体輸出の届出に係る流れ
・永久抹消登録申請（解体）に必要な書類

以上に関する添付書式等２０数種についてを受講しました。

会員１６名の出席のもと、田渕先生の講義を受け有意義な研修会を午後４時散会しました。

田渕先生に心から感謝します。

（支局長　君島健司）

【小　山】

三士会無料相談会開催

平成１７年１０月２日（日曜日）午前１０時から午後３時まで、ジャスコ小山店２階グルメドール前にて、土地家屋調査士会・行政書士会・司法書士会による、三士会無料相談会が開催されました。

行政書士会小山支部からは１４名の会員が参加してくれました。相談者数は総件数５２件、内訳は土地家屋調査士関係５件、行政書士関係１６件、司法書士関係３１件、主に相談内容は相続が４０％強を占め、その他開発許可等の許認可関係が目立ちました。

時代の流れと共に、相談内容も多種多様にわたってきました。日頃から社会の流れにアンテナを張り巡らし、市民の方々のニーズに的確に回答が出せるように、日々勉強の積み重ねが大切だなと強く感じる１日でした。

（支局長　土方　美代）

【宇都宮】

とちぎインターナショナルフェスティバルで無料相談会開催

１０月８日、栃木県子ども総合科学館で開催された「とちぎインターナショナルフェスティバル２００５」（栃木県国際交流協会主催）に宇都宮支部も協力団体として参加、「外国人市民のための無料相談会」を実施した。

このフェスティバルには、県内の国際交流団体など３９のグループが出店し、各国料理やグッズを販売、歌やダンスの披露も行われた。あいにくの曇り空ではあったが、多くの人々が子ども連れで参加、国際色豊かな催しを楽しんだ。

支部は、支部長・副支部長など４名の会員が参加。主催者本部隣のテントにおいて外国人の在留に関わる相談を受けた。相談者は４名と多くはなかったが、難しい事案の相談に、改めてこの分野における行政書士の役割の重要性を認識した一日となった。

（支局長　深見　史）

支局かわら版

栃木支局版　大河ドラマ「義経」番外編

―栃木支部―

栃木県関係者で大河ドラマになったのは、足利尊氏（あしかがたかうじ）の「太平記」が有名です。大河ドラマになるには、チャンバラと京都の２つを兼ね備えた条件が必要だそうです。「義経」（よしつね）をはじめ「太平記」や過去の大河ドラマを思い起こすとうなずけます。ローカル的な武田信玄（たけだしんげん）や毛利元就（もうりもとなり）も本人は訪ねたかどうか疑問ですが京都を登場させています。田中正造は栃木県の偉人でドラマチックなのですが、チャンバラと京都に縁がないために大河ドラマにならないのかもしれません。残念です。

さて、現在、ＮＨＫの大河ドラマ「義経」は人気があります。義経伝説は各地に数多くあります。栃木支局の栃木市と壬生町にもあります。今回は、この伝説を紹介します。

★弁慶の太刀割り石（べんけいのたちわりいし）

栃木市

県立栃木商業高校の東に小さな山があります。それが芝塚山（しばつかさん）です。この山の東斜面にあるのが「弁慶の太刀割り石」です。別名「牛若丸（うしわかまる）の太刀割り石」ともいうそうです。この石は大きな石ですが、３つに切り裂かれたような状態になっています。この伝説は次のようなものです。

「弁慶の太刀割り石」・・・兄の頼朝（よりとも）に追われた義経が弁慶たち家来を連れて、奥州の平泉を目指す途中、この山に立ち寄りました。このとき弁慶は、義経や他の家来たちを励ますために、「義経様の運勢が強ければこの岩を切り裂かせ給え」と祈り、太刀で２回切り付け、見事に岩を切り裂きます。祈りが通じた義経一行は無事平泉に落ち延びることができました。

「牛若丸（うしわかまる）の太刀割り石」・・・義経が牛若丸といわれていた頃、金売り吉次（かねうりきちじ）に連れられて、平泉に向かうとき、この山に立ち寄りました。このとき義経（牛若丸）は、「今は平家の世であるが、源氏の世になるというなら、この岩を切り裂かせ給え」と祈り、太刀で２回切り付け、見事に岩を切り裂きます。

★金売り吉次の墓（かねうりきちじのはか）

壬生町

壬生町上稲葉の国道沿いに金売り吉次の墓があります。交差点の角にあるコンビニの横にそれはあります。国道の傍だけに車の音が騒がしく、吉次も目が覚めてしまうのではと心配です。吉次は、義経のドラマには必ず登場する有名人です。その有名人が壬生町に眠っているのを知る人はあまり多くありません。この墓は今、町の手で保護されています。

以上、簡単ではありますが、栃木支局版の大河ドラマ「義経」番外編をお送りしました。

（支局長　大森昭雄）

おじゃましま～す！

今月のおじゃましま～す！は、芳賀支部の高山俊子先生の事務所を訪問いたしました。

事務所は、真岡市内の諸官公署が集中する一角にあって、法務局真岡支局の東隣に位置し、ご多分にもれず行政書士、司法書士、土地家屋調査士などの事務所が並列している所にあります。

先生は、壬生の自宅から愛車『ＲＡＶ４』を駆使して、片道２２ｋｍの遠路を通勤して精力的に多忙な業務をこなしております。

来意を告げると近代的女性のセンスを持った先生特有のスマイルで出迎えてくれました。

所内は、花鳥風月のパネルが配置よろしく掲示されていましたが、整然とした机上には未決書類が山積みされていて、大変お忙しいそうでしたので、手際よく取材して早々に退散せにゃいかん、と紋切り型になってしまいました。

１．氏　名　高山俊子

２．事務所　真岡市荒町５１７６－１

３．入　会
　１９７９年2月１日
（本年６月法制定５５周年記念にあたり、長年の優れた業績が認められ、日行連会長から表彰されている。）

４．入会の動機
　乳児を相次いで亡くし、消沈しているころこの亡き子達に励まされて、何か資格でも取ろうかと勉強していて行政書士になってしまった。
　この不幸なことがなかったら、サラリーマンの平凡な妻でいたでしょう。

５．専業か兼業か
専業　行政書士ひとすじ

６．得意な業務
　土地　建入　産業廃棄物

７．モットー
　顧客の立場になって、
「正確」「敏速」「喜ばれる」
　業務遂行を心がけている。

８．趣　味
　仕事が趣味でしたが、最近ゴルフを始め、ハンディ云々でなく、楽しんでストレス解消している。

９．好きな色
　黒と白

１０．ひと言
　何も分からなかったのを多くの先輩諸先生が手取り足取り教え導いてくれたので、今の私があると肝に銘じ日々感謝をしている。

先生は、支部の理事として支部運営の潤滑油的存在にあり、はたまた業務研修の講師役や後輩のよきアドバイザーとなっておられる。

また、日ごろの接客態度の誠実さが認められ、不況下にもかかわらず、多忙を極めている様子が伺い知れました。

最後になりましたが、先生は『若い先生方に顧客のバトンタッチを考えている』と申しておりましたが、健康に留意され更なるご活躍を念じつつ事務所を辞しました。

（広報部　大石　勇）

六十路のドライブ

其の３「美ヶ原高原ドライブ」

平成９年５月信州の善光寺さんと翌１０年開催された長野冬季オリンピック会場を見学して、美ヶ原ビィーナスラインをドライブ、高原美術館に行って来た。善光寺さんに詣り１泊、翌日施設見学と川中島古戦場を後に、上田ＩＣを出て真田の上田城を見学。丸子町の１５２号線から旧中山道に、和田峠からビィーナスラインに入る。

この道路は噂に違わずすばらしい高原道路で、なだらかな山腹道路が尽きると、茶臼山（２００６m）を左側にみて、最たる急勾配を上り美ヶ原高原に着く。

ところで茶臼山、茶臼岳という名の山はここそこに見聞きする。まずここ美ヶ原と扉峠の中間に位置している茶臼山。その他、地図辞典を調べると、愛知県北設楽郡と長野県下伊那の境にある、高さ１４１５m余の茶臼山高原。群馬県東部の桐生、太田にまたがる丘が茶臼山丘陵としてその名がある。なお、地図辞典にはその名はないが、長野市のＪＲ篠井駅北西、恐竜公園にある茶臼山もその一例であろうか。

○○「山」と「岳」の違いは何となく分かるような気がする。岳は何となく険しい山を想像する。ラジオ番組で、その事について放送していたが、最後は聞き漏らした。

茶臼岳は岩手県松尾鉱山の北西にある火山１５７８m。栃木県北東部の那須町にある那須五山の主峰の一つ１９１７m。長野県下伊那郡南信濃と静岡市の境にある赤石山脈の一峰２６０４mがある。ちなみに、山についての国土地理院の見解では地元の人が山と呼んでいれば地図に山と記載するそうである。

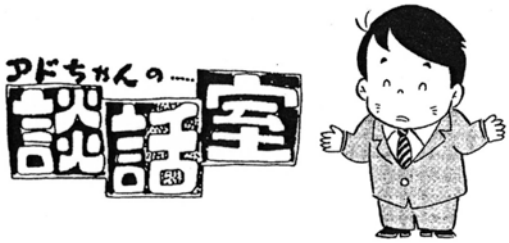

以下、話が逸れる。その伝で記すと、一般的に山とは言い難いが、大阪天王寺公園の北東部に位置し唐山公園内にある茶臼山２６mも記録されているらしい。慶長１９年（１６１４）大阪冬の陣で本陣を置いたところで、翌年夏の陣で信州上田を追われ、武士の意地を貫き最後まで徳川家康に抵抗した真田幸村がこの地で討ち死にしたと言われる。

上田城に寄ってきたので、話の筋としては丁度よかったのではと思って記述した。

なお、文芸春秋のオール読み物の連載もので東海林さだお氏の「男の分別学」があり、その中で、毎日旅行社が主催している日本で最も低い浪速の七低山巡りという企画があったらしいが、いかにも大阪らしいと思う。「男の分別学」には、いつもお腹の底からこみ上げてくる何ともユーモラスな笑いに楽しませてもらっている。

ちなみにその中で日本で最低の山は「天保山」４．５mで宇治川の底の土砂をさらって岸に積み上げられた地山だそうである。山にもいろいろ諸説や由来があり、雑学は尽きない。

話の落ちが見つからないが、本題にもどすと、ようやく山本小屋入り口を過ぎなだらかになり、行く手に美術館や周りの華やかな建物が見え広大な駐車場には６～７割を埋めている。入館時間４時までに間がなく、急いで入場券を買って人の列に並ぶ。この時間でも入場者は後を絶たない。美術館巡りの話は、他日を期したい。ちなみにその日の宿は、山本小屋が経営している高原ホテルに宿泊する。ただしホテルといっても、標高２０００mの草原の真っ直中である。施設すべてが山小屋に類し、久しぶりに若かりし頃の山小屋の雰囲気を味わった。狭く短い階段を上り下りして案内された部屋は２～３階と覚しきを窓外は、手を届きし荒野の大地。お風呂はあるが湯はちょろちょろ。薄暗い部屋には、余りきれいとはいえない布団が掛けられた小さな炬燵があった。その代わり、ランプ灯火での夕食や翌朝の茫漠たる景観には、おつりを払っても悔いなしの旅でした。

度会　敏

熊さん八っつぁんのパソコン談義

八／やぁ熊さん。その後パソコンの調子はどうだい?
熊／相変わらずカタカナに悩まされているよ。
　　俺としちゃあ、中国語のパソコンの方がわかりやすいくらいだよ。
八／へぇ。
熊／だってさ、「ツール」は中国のパソコンじゃ「工具」だぜ。
　　俺としては、「工具」の方が思いが広がるわけよ。

八／そういえば、中国のパソコンには「注入分析」って項目があったな。
熊／漢字文化は、響きあえるものがあるってとこかな。
八／でも日本じゃやっぱり「プロパティ」とか「セキュリティ」とか
　　「ディレクトリ」とかになるな。
熊／カタカナは便利で不便なり。「コンテンツ」ってのもよく使われてるぜ。
八／ま、定例の勉強会に行って解決してこよう。

Ｗｉｎｄｏｗｓでは、様々な機能が使いやすくなるようにいろいろと工夫がされています。ボタンを並べて（「ツール」バーと呼ばれる）それをクリックすることで簡単に操作が行えたり、「プロパティ」で設定を確認・変更できたりします。

また、ディレクトリ（ファイルの保管場所。Ｗｉｎｄｏｗｓ９５以降では「フォルダ」と呼ばれる）によりファイルを階層的に管理できます。
例えば、マイドキュメントフォルダに自分のわかりやすいフォルダ（「建設業」等）を作り、さらにその中に会社名フォルダ（「○×社」等）を作って管理している方も多いと思います。

ただ、「セキュリティ（安全）」に関しては外部のソフトウェアを頼らざるを得ないのが現状です。まめにＷｉｎｄｏｗｓのアップデートをすることで、次々と見つかっているＷｉｎｄｏｗｓ自身のセキュリティ上の欠陥を修正することはできますが、メールとともに入ってくるウィルスを除去できるわけではありません。
なんらかの対策ソフトやサービスを利用しましょう。
「コンテンツ」は「内容」のことですが、パソコン関連ではネット上での情報・サービス（ニュース配信など）も含まれます。

故　鈴木金蔵先生　特旨叙位

鈴木金蔵
従五位に叙する
平成十七年九月七日
内閣総理大臣小泉純一郎宣

顧みますれば、先生は昭和３７年１１月に栃木県行政書士会に入会以来、今日まで４２年間の永きに渡り、会員として業務に、また我々後輩の指導に尽力されてきました。

先生は、栃木県行政書士会の理事、副会長、会長を歴任、日本行政書士会連合会におかれては、関東副支部長、連合会常任理事を歴任後、昭和４６年６月から昭和５２年６月まで、３期６年間を連合会の会長として、全国の会員の頂点に立ち、指導および行政書士の地位の向上に尽力されました。連合会の相談役も務めておられました。

連合会の会長の時に、自動車車庫証明業務を行政書士の専門業務として職域の確保に努め、日本自動車販売店協会との合意の下、車庫証明受付センターの設立に尽力され、栃木県においては、各警察署管内に共同受注事務所である車庫証明センターを設立しました。現在は１００人を超す会員において業務を行っております。

これも鈴木先生の卓越した先見の明であります。

先生が、これまでになされた功績に対して、栃木県知事表彰、自治大臣表彰、連合会会長表彰を受賞、平成５年５月には勲五等双光旭日章を受賞するなど､先生の功績が認められた証であります。

この度のご逝去により、今までの功績があったとして従五位に賞せられました。

ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

（会長　浅野　吉知）

KOMOREBI

木もれび

チャイムが鳴ったのでドアを開けると、段ボールいっぱいのきのこが入って来た。もちろん、箱は人間に抱えられてきた。山で採ってきたばかりのそれは、「天ぷら」はもちろん、「きんぴら」にしてもすこぶる美味いのだと、箱を抱えて来た人は言った。きのこは湿った土の香りとともに、引っ越したばかりの家の台所に入ってきた。

きのこを連れてきたのは、数ヶ月前、在外公館への査証申請を依頼してきた人だ。絶望的な状況について、絶望的に説明し、欠片の期待もなく一応の申請をした。

その数週間後、「今、ここに来てるんです！」という喜びに興奮したその人の声を電話で聞いた。

「えっ！ほんとですか？」と思わず叫んだほど、それは確かに絶望的な状況だった、はずだった。なぜ？と問いに空転する頭に、しかしたちまち安堵と喜びが流れ込んできた。人生悪くないなあ、今日はいい日だな、としみじみ思った夏のある日のことだった。

きのこをバターで炒め生クリームで和えてスパゲティにからめた。お気に入りのワインを開けた。

森に健全に育ったきのこは、料理されてもなお生命力あふれ、軟弱な舌には苦かった。

（宇都宮支局長　深見　史）

表紙写真　　渡良瀬橋

渡良瀬川は、足尾の山々に水源をもち、桐生、足利、佐野を流れ、利根川に合流します。かつては水上交通が盛んに行われており、経済的にも深く関わっていました。

足利市は、渡良瀬川によって南北に分かれていますので、１２本の橋で南北の連絡をしています。

その橋の一つが渡良瀬橋で、沈む夕日を背景とした渡良瀬川とトラス橋のシルエットという美しい風景は、歌手の森高千里さんの『渡良瀬橋』に歌われ、最近ではこの曲を松浦亜弥さんがカバーしました。

この橋はもともと「木製」だったんですよ・・・。２０年のときを経てこのようにめまぐるしく変わるなんて誰が想像したでしょう？

□1929（昭 4）市内に設置された火災報知機の使用を開始。
□1931（昭 6）織姫山にサイレン塔を設置。
□1934（昭 9）昭和天皇が、陸軍大演習に行幸される。
渡良瀬橋が開通。
□1936（昭11）中橋が開通。
□1937（昭12）織姫神社が竣工される。
□1939（昭14）名草巨石群が国の天然記念物に指定される。
足利銘仙の生産が全国一となる。
□1941（昭16）太平洋戦争始まる。

★この歴史は、市勢要覧あしかが（足利市役所発行）を参考にしました。

渡良瀬橋♪
＜作詞：森高千里／作曲：斎藤英夫＞

渡良瀬橋で見る夕日を　あなたはとても好きだったわ
きれいなとこで育ったね　ここに住みたいと言った
電車にゆられこの街まで　あなたは会いに来てくれたわ
私は今もあの頃を　忘れられず生きてます
今でも　八雲神社へお参りすると　あなたのこと祈るわ
願い事一つ叶うなら　あの頃に帰りたい
床屋の角にポツンとある　公衆電話おぼえてますか
きのう思わずかけたくて　なんども受話器とったの
この間　渡良瀬川の河原に降りて　ずっと流れ見てたわ
北風がとても冷たくて　風邪をひいちゃいました
誰のせいでもない　あなたがこの街で
暮らせないことわかってたの
なんども悩んだわ　だけど私ここを
離れて暮らすこと出来ない.
あなたが好きだと言ったこの町並みが
今日も暮れてゆきます
広い空と遠くの山々
二人で歩いた街
夕日がきれいな街

八雲神社

床屋の角にポツンとある公衆電話

【橋でよく使われるトラス構造】

マッチ箱のような直方体の形は上から押したらすぐにへこんでしまいますが、同じ素材で三角形をしたものは、少し押したくらいではつぶれにくい性質をもっています。これをトラスの原理といいます。トラス橋は、この原理にのっとって三角形を組み合わせて、より丈夫なしっかりした骨組みをつくりあげています。

トラスを利用した最も身近な例はダンボールです。一見ただの紙ですが、断面をよく見ると中は空洞になっていることがわかります。そして、屏風のような紙がちょうどトラスの役割を果たしているのです。分厚い紙を何枚も重ねると確かに丈夫にはなりますが、重たくなります。この構造を用いれば、丈夫でなおかつ中は空洞なので軽くつくることができるのです。

橋でも同じで、自分自身の重さも支えなければならないのでできるだけ軽くつくりたいのです。数多くの棒状の部品を三角形に組んで、経済的で丈夫な橋をつくることができます。

トラス橋（---きょう）は桁部分にトラス構造を使った橋である。トラスは細長い部材を両端で三角形に繋いだ構造でありそれを繰り返して桁を構成する。トラス橋は桁橋の一種に分類される。

（取材：広報部　金敷　裕）

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（平成17年10月31日現在）

	支部・氏名	会員番号 登録番号	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所	電話	備考
	芳賀	１８８７	H17.10.15	321-4105	芳賀郡益子町北中963-2	0285-72-7220	
	永山松生	05122028					

【退　会】　訃報　顧問　鈴木金蔵氏のご冥福をお祈り致します。

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
宇都宮	鈴木金蔵	H17. 10. 13	死亡	宇都宮	髙瀬忠一	H17. 10. 28	廃業

【変　更】

支部	氏名	会員番号	変更事項	変更内容
那須	岩本和彦	１６００	事務所名称	いわもと行政書士事務所
宇都宮	山村正治	１４８０	事務所	宇都宮市西川田町1038-21　TEL 028-645-8990
塩那	西宮　功	１６５２	事務所	那須郡那珂川町久那瀬715　TEL 0287-92-3667
塩那	松岡敏郎	１１１６	事務所	那須烏山市中央1-15-6　TEL 0287-84-1681

２００６年版　カレンダーができました

来年のカレンダーを飾るのは、歌川広重の「いろは壁神佛名所寿語六」です。
遊び方は、サイコロの目の数だけ進み、一番早く上がった者が勝ちという単純なもの。
名所を巡る双六になっており、「上がり」には、南禅寺の山門に登る石川五右衛門、「ふりだし」には、真柴秀吉（羽柴秀吉）が描かれています。

公　示

規約に基づき会員を募集いたします。

【募集締切日】　平成１７年１１月３０日（水）
【申込方法】
希望者は、事務所住所・氏名・年齢・電話番号・ＦＡＸ番号・支部名を記入のうえ、ＦＡＸにて佐野自動車登録代行センターまでご送付下さい。

行政書士　佐野自動車登録代行センター
TEL 0283-20-6122　FAX 0283-20-6121

事務局からのお知らせ

１０月２８日をもって岡田順子さんが退職しました。それに伴い、新しい職員が採用されました。

磯田芳子と申します。１日も早く仕事に慣れるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。今月号から会報を担当しております。ご意見・載せたい記事などございましたら、ぜひお寄せください。

編集後記

今年も余すところあと１ヶ月、月日が経つのは早いものですね。最近は、秋の夕暮れが何となく寂しい気持ちになって小さい頃のことをよく思い出します。
もし、過去に戻れるなら、やっぱり、楽しかった子供の頃に戻りたいかな？
さて、今月号からこの会報も、デジタルからアナログの編集へと戻ってしまいます。やっぱり昔のようにアナログの編集でやっていた方が良かったのかもしれませんね？　（広報部　金敷）

行政とちぎ１１月号 No. 347
発行人　栃木県行政書士会
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番22号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250円
印刷所　有限会社　高久印刷
（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます。）